

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書（3）
【根拠条文】	法第27条の25第1項及び第2項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	祝田法律事務所 弁護士 川村一博
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル9階
【報告義務発生日】	令和3年1月18日
【提出日】	令和3年3月3日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	株券等保有割合が1%以上減少したこと

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社東京ドーム
証券コード	9681
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所市場第一部

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（ケイマン諸島法人）
氏名又は名称	オアシス マネジメント カンパニー リミテッド (Oasis Management Company Ltd.)
住所又は本店所在地	ケイマン諸島、KY1-1104、グラント・ケイマン、ウグランド・ハウス、私書箱309、メイプルズ・コーポレート・サービシズ・リミテッド
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成23年6月16日
代表者氏名	フィリップ・メイヤー (Phillip, Meyer)
代表者役職	ジェネラル・カウンセル (General Counsel)
事業内容	顧客またはファンドの資産管理

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル9階 祝田法律事務所 弁護士 川村一博
電話番号	03-5218-2084

(2)【保有目的】

該当なし

(3)【重要提案行為等】

該当なし

（４）【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			0
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 0
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） (O+P+Q-R-S)	T		0
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

②【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和2年12月10日現在）	V 95,857,420
上記提出者の株券等保有割合（％） (T/ (U+V) ×100)	0.00
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）	9.60

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況(短期大量譲渡に該当する場合)】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	譲渡の相手方	単価
令和2年12月 17日	株券	11,100	0.01	市場内	取得		
令和3年1月18 日	株券	9,208,900	9.61	市場外	処分	三井不動産株 式会社	1300 円

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、三井不動産株式会社（以下「三井不動産」といいます。）及び株式会社読売グループ本社（以下「読売グループ本社」といいます。）との間で、提出者が運営するファンドが所有する発行者の普通株式の株式の全てについて、三井不動産が2020年11月30日に開始した公開買付け（以下「本公開買付け」という。）に応募する旨の公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を2020年12月16日付で締結しました。本応募契約において、発行者株式の応募の前提条件は存在しません。

本応募契約において、三井不動産、読売グループ本社及び提出者は、以下の内容について合意しております。

(a) 提出者は、提出者が運営するファンドが本応募契約締結日時点で保有する発行者株式の全て（合計9,208,900株）を普通株式1株当たり1,300円（又は三井不動産がそれより高い価格に上方修正した場合はその価格）で本公開買付けに応募する。

(b) 前記(a)の応募合意にかかわらず、三井不動産及び読売グループ本社は、発行者株式を1,300円（又は三井不動産がそれより高い価格に上方修正した場合はその価格）よりも高い価格で買付ける第三者が現れた場合その他提出者が前記(a)の合意を履行することがその投資家に対して負っている受託者責任に反すると提出者が判断する場合には、提出者は前記(a)の応募義務に拘束されないことに同意する。ただし、提出者は、前記(a)の合意と抵触する行動を取る場合、実務上合理的に可能な範囲で、予め三井不動産及び読売グループ本社と誠実に協議する。

(c) 三井不動産は、提出者に対し、本応募契約締結日において、三井不動産が本公開買付けに関して開示した公表文及び本公開買付けに係る公開買付届出書の記載内容が、重要な点において真実かつ正確であることを表明し、保証する。

提出者は、本応募契約に基づいて本公開買付けに応募し、本公開買付けは2021年1月18日に公開買付期間の満了により成立しました。なお、本公開買付けの決済の開始日は2021年1月25日とされています。

(7) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (Ⅱ) (千円)	
借入金額計 (Ⅹ) (千円)	
その他金額計 (Ⅲ) (千円)	
上記 (Ⅲ) の内訳	
取得資金合計 (千円) (Ⅱ+Ⅹ+Ⅲ)	

② 【借入金の内訳】

名称 (支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 (千円)

③ 【借入先の名称等】

名称 (支店名)	代表者氏名	所在地